条 例

公 布 知 する 事 \mathcal{O} 権 限 に 属す る 事務 処 理 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る条 例 \mathcal{O} _ 部 を改 正 す る条 例 をこ

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十四号

号) 知 \mathcal{O} \mathcal{O} 事の権限に _ 権限に属す 部 を 次 \mathcal{O} る事務処理 属する事 ょ う に改 務 正す \mathcal{O} 処 る 特 理 例 \mathcal{O} 特 に 関す 例 に る条 関 す る 例 条例 平 成 \mathcal{O} +_ _ 部 年 を 埼玉県条例第六十 改 正 す る 条

に 改 別 表第六 8 る +項 第二号 事 務 \mathcal{O} 欄 15 中 第 八 +-- 条第三項 _ を 第 八 + 条第 兀 項

び 0 同 第三号 下 欄 别 表第 欄第 27 中 一号 九 第二号及び に + ロ」に、 改 め、 項 事 務 同 第三号」 欄 \mathcal{O} 第二号 29 中 26 中 ハ」を「第二号 别 を 表第六 第 「第三号及 +六 の 一 の 条第 び第四 兀 ホ」 項 項 0 下欄 に改 号」 を 第十 に、 める 口 六 を 及 条第 び 別 表第 第 五 二号」 項」 八 \mathcal{O} に -- を 改 万及 \mathcal{O} 8 項

就学 条第 行 \mathcal{O} (平成二十六 に 規 别 則 表第九 限 前 る。 の子 項 لح \mathcal{O} 規定 ども $\overline{}$ い う。 +年 八項第二号を削り による に関す 内 を 閣 次 _ 府 うる教育、 K 届 を 文部科学省·厚生労働省令第二号。 掲 出 加 え、 げ **(**幼 るも 保 保育等の総合的 「法第四条第 \mathcal{O} 連携型認定こども園以 同 項第 に 一号事 改 8 な提供 項 務 同 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 欄 \mathcal{O} 中 次 外 に 推 \mathcal{O} \neg の認 よる申 いう。 よう 進 以下 に E 定こども園 関 : の 請 加 す \sqsubseteq え 及 る 項 る び 法 \mathcal{O} に 法第二十 律施 下 お 12 に 11 係 行 7 規 及 「施 九 則 び

- 1 法第四条第一項の規定による申請
- 2 法第十七条第一項の規定による認可
- 3 法第二十九条第一項の規定による届出
- 4 者に 施行 係る 規 則 ŧ 第十五条第二項 \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 届 出 (法第 +七 条第 __ 項 \mathcal{O} 認 可 を 受 け

てバ 别 谷市」 表第九 を 八 加 項第 え、 同 号 号 市 \mathcal{O} 号番号 町 村 \mathcal{O} を 欄 削 中 る。 「さ 11 たま 市 \mathcal{O} 下 に Ш 越 市 Ш \Box 市 及

附則

 \mathcal{O} \mathcal{O} 例 \mathcal{O} 改 は 正 規定 平成三十 は 公 --- 年 布 兀 \mathcal{O} 日 月 カコ _ 日 5 施 か 行 5 施行す す る。 た だ Ļ 別 表第六十項